

佐賀県規則第13号

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則及び佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
 (佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第1条 佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年佐賀県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(沿岸漁業改善資金の貸付対象者等)	(沿岸漁業改善資金の貸付対象者等)
<p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 沿岸漁業改善資金の貸付けの内容、貸付限度額及び償還期間等は、別表に定めるとおりとする。ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災(以下「東日本大震災」という。)により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものにあつては、同法に基づき<u>平成30年3月31日</u>までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の償還期間(据置期間を含む。以下この項において同じ。)は、別表の償還期間等の欄に定める償還期間を3年延長して適用するものとする。</p> <p>7 略</p>	<p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 沿岸漁業改善資金の貸付けの内容、貸付限度額及び償還期間等は、別表に定めるとおりとする。ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災(以下「東日本大震災」という。)により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものにあつては、同法に基づき<u>平成31年3月31日</u>までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の償還期間(据置期間を含む。以下この項において同じ。)は、別表の償還期間等の欄に定める償還期間を3年延長して適用するものとする。</p> <p>7 略</p>

(佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第2条 佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成16年佐賀県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(貸付金の利率、償還期間等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）により著しい被害を受けた者であって、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物（加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者にあつては、同法に基づき平成30年3月31日までに県の貸し付ける林業・木材産業改善資金の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、前項各号（第7号から第9号まで（第9号にあつては、償還期間に限る。）を除く。以下この項において同じ。）に掲げる資金の償還期間（据置期間を含む。以下この項において同じ。）については、それぞれ当該各号に定める償還期間を3年延長して適用するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(事務の委託)</p> <p>第13条 知事は、法第14条の規定により、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号）第9条に定める事務を、佐賀県森林組合連合会及び佐賀県木材協会に委託するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>1 林業・木材産業改善措置の<u>目的</u></p>	<p>(貸付金の利率、償還期間等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）により著しい被害を受けた者であって、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物（加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者にあつては、同法に基づき平成31年3月31日までに県の貸し付ける林業・木材産業改善資金の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、前項各号（第7号から第9号まで（第9号にあつては、償還期間に限る。）を除く。以下この項において同じ。）に掲げる資金の償還期間（据置期間を含む。以下この項において同じ。）については、それぞれ当該各号に定める償還期間を3年延長して適用するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(事務の委託)</p> <p>第13条 知事は、法第14条の規定により、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号）第9条に定める事務を、佐賀県森林組合連合会に委託するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>1 林業・木材産業改善措置の<u>目標</u></p>

改正前				改正後			
略				略			
注 林業・木材産業改善措置の目的及び申請者の区分に応じ、添付する別紙欄に記載する別紙を添付すること。				注 林業・木材産業改善措置の目標については、その目的の区分に応じ、添付する別紙欄に記載する別紙を添付すること。			
2 林業・木材産業改善措置の内容				2 林業・木材改善措置の内容及び実施時期			
林業・木材産業改善措置の内容		該当するものに○印を記載	添付する別紙	林業・木材産業改善措置の内容		該当するものに○印を記載	添付する別紙
略				略			
権限に基づき管理している立木と一体となった木材の安定供給に係る立木取得			略	立木取得に係るもの			略
注 林業・木材産業改善措置の内容に応じ、添付する別紙欄に記載する別紙を添付すること。				注 林業・木材産業改善措置の内容については、その区分に応じ、添付する別紙欄に記載する別紙を添付すること。			
3 林業・木材産業改善措置の実施時期				略			
項目 (注3)	年度別の事業量 (注4)			林業・木材産業改善措置の対象 (注5)			
	年度 (月)	年度	年度		年度	年度	

改正前								改正後									
		日)															
<p>注 1 <u>全体の工程が明らかになるよう、林業・木材産業改善措置については当該措置に係る事業及びその運用計画を明らかにするとともに、林業・木材産業改善措置以外の措置についても必要に応じ記載すること。</u></p> <p>2 <u>2表の林業・木材産業改善措置の内容と整合を図って記載すること。</u></p> <p>3 <u>項目の欄には、例えば、〇〇機械の導入、〇〇での間伐の実施、〇〇から立木の購入等と記載すること。</u></p> <p>4 <u>年度別の事業量欄には、当該認定に係る林業・木材産業改善措置に係る事業の完了予定月日を（ ）書で記載するとともに、年度別の運用計画を生産量、販売量、購入量、実施面積等の事業量で記載すること。</u></p> <p>5 <u>林業・木材産業改善措置の対象の欄には、林業・木材産業改善措置として行う項目につき、○を付すこと。</u></p>								<p>3 略</p> <p>注 1 <u>総事業費の区分の欄は、改善措置の取組の具体的な内容（機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等）を記載すること。また、改善措置に係る具体的な内容が複数ある場合は全て記載することとし、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。</u></p> <p>2 <u>改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、年度ごとの総事業費及び資金内訳を記載すること。</u></p> <p>3 <u>注2に該当する場合、総事業費の計の各年度の合計欄は、2表の林業・木材産業改善措置の内容に応じて添付</u></p>									
<p>4 略</p> <p>注 1 <u>総事業費の区分の欄は、機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等の取組の具体的な内容を記載すること。また、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。</u></p> <p>2 <u>総事業費の計の各年度の合計欄は、2表の林業・木材産業改善措置の内容に応じて添付する別紙における年度</u></p>																	

改正前	改正後
<p data-bbox="349 256 981 288">ごとの所要額の計の欄の数値と一致させること。</p> <p data-bbox="277 344 421 376">(添付資料)</p> <p data-bbox="322 392 1104 624">1 <u>林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第7条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項に規定する林業経営改善計画の認定書の写しを添付すること。</u></p> <p data-bbox="322 639 1104 791">2 <u>林業労働力の確保の促進に関する法律施行令第3条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する改善措置についての計画の認定書の写しを添付すること。</u></p> <p data-bbox="322 807 1104 959">3 <u>中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第13条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画の認定書の写しを添付すること。</u></p> <p data-bbox="322 975 1104 1126">4 <u>農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。</u></p> <p data-bbox="322 1142 1104 1294">5 <u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第10条第1項に規定する木材製造高度化計画の認定書の写しを添付すること。</u></p> <p data-bbox="322 1310 1104 1382">6 <u>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第10条</u></p>	<p data-bbox="1279 256 2033 328">する別紙における年度ごとの所要額の計の欄の数値と一致させること。</p> <p data-bbox="1205 344 1348 376">(添付資料)</p> <p data-bbox="1249 392 2033 584">1 <u>佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第1項各号のいずれか又は同条第2項の規定に該当し、償還期間を10年以上又は据置期間を3年以上とする場合は、その旨を証明する書類（事業計画の認定書の写し等）を添付すること。</u></p>

改正前	改正後								
<p><u>に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第5条第1項に規定する総合化事業計画の認定書の写しを添付すること。</u></p> <p>7 <u>森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第11条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第9条第1項に規定する特定増殖事業計画の認定書の写しを添付すること。</u></p> <p>8 <u>山村振興法第8条の6第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第8条第1項に規定する山村振興計画の計画書、当該計画書に付随する「産業振興施策促進事項」及び「森林資源活用型地域活性化事業について」並びに当該計画に係る都道府県の同意文書の写しを添付すること。</u></p> <p>9 <u>木材の安定供給の確保に関する特別措置法第15条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する事業計画の認定書の写しを添付すること。</u></p> <p>10 申請者は、上記1～9の資料と併せて誓約書（様式第1号の2）を添付すること。</p>	<p>2 申請者は、上記1の資料と併せて誓約書（様式第1号の2）を添付すること。</p> <p>3 <u>1及び2の書類のほか、知事が必要と認める書類を添付すること。</u></p>								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略						
略									
略									
<p>別紙1（林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合）</p>	<p>別紙1（林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合）</p>								
<p>略</p>	<p>略</p>								
<p>1 略</p>	<p>1 略</p>								
<p>2 林業・木材産業改善措置の具体的目標</p>	<p>2 林業・木材産業改善措置の具体的目標</p>								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>改善項目（注</td> <td>現状（注2）</td> <td>目標（注2）</td> <td>1表との関係</td> </tr> </table>	改善項目（注	現状（注2）	目標（注2）	1表との関係	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>改善項目（注</td> <td>現状（年度</td> <td>目標（年度</td> <td>1表との関係</td> </tr> </table>	改善項目（注	現状（年度	目標（年度	1表との関係
改善項目（注	現状（注2）	目標（注2）	1表との関係						
改善項目（注	現状（年度	目標（年度	1表との関係						

改正前				改正後																											
1)			(注3)	1)) (注2)) (注2)	(注3)																								
<p>注 1 略</p> <p>2 現状及び目標の欄は、改善項目の現状と目標を原則として数値で記載すること。</p> <p>3 略</p> <p>別紙2 (林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合) 略 (林業労働従事者用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">項目</th> <th style="width: 33%;">現状</th> <th style="width: 33%;">目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 労働災害防止の欄は、災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と目標を記載すること。</p> <p>(雇用主(個人を含む。)用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">項目</th> <th style="width: 33%;">現状</th> <th style="width: 33%;">目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 略</p> <p>2 労働災害防止の欄は、災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と目標を記載すること。</p>				項目	現状	目標	略			項目	現状	目標	略			<p>注 1 略</p> <p>2 現状及び目標の欄は、申請時点における改善項目の現状及び改善措置計画終了時点の目標を原則として数値で記載すること。</p> <p>3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。</p> <p>4 略</p> <p>別紙2 (林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合) 略 (林業労働従事者用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">項目</th> <th style="width: 33%;">現状 (年度)</th> <th style="width: 33%;">目標 (年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状及び改善措置計画終了時点の目標を記載すること。</p> <p>2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。</p> <p>(雇用主(個人を含む。)用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">項目</th> <th style="width: 33%;">現状 (年度)</th> <th style="width: 33%;">目標 (年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 略</p> <p>2 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状及び改善措置計画終了時点の目標を記載すること。</p>				項目	現状 (年度)	目標 (年度)	略			項目	現状 (年度)	目標 (年度)	略		
項目	現状	目標																													
略																															
項目	現状	目標																													
略																															
項目	現状 (年度)	目標 (年度)																													
略																															
項目	現状 (年度)	目標 (年度)																													
略																															

改正前	改正後																																																
<p>別紙3（林業労働に従事する者の確保を目的とする場合）</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">現状</th> <th style="text-align: center;">目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 略</p> <p>2 労働従事者の確保の欄は、新規雇用者数、従業員全体に占める若年（例えば40歳未満）従業者数の割合等の労働従事者の確保に係る現状と目標を記載すること。</p> <p>別紙4（機械・施設の導入の場合）</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">現状設置している 機械・施設</th> <th style="text-align: center;">導入機械・施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メーカー</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">型式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他（注2）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 略</p> <p>2 略</p>	項目	現状	目標	略			項目	現状設置している 機械・施設	導入機械・施設	略			メーカー			型式			略			その他（注2）	略		<p style="text-align: center;"><u>3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。</u></p> <p>別紙3（林業労働に従事する者の確保を目的とする場合）</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">現状（年度）</th> <th style="text-align: center;">目標（年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 略</p> <p>2 労働従事者の確保の欄は、申請時点における新規雇用者数、従業員全体に占める若年（例えば40歳未満）従業者数の割合等の労働従事者の確保に係る現状及び改善措置計画終了時点の目標を記載すること。</p> <p style="text-align: center;"><u>3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。</u></p> <p>別紙4（機械・施設の導入の場合）</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">現状設置している 機械・施設</th> <th style="text-align: center;">導入機械・施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メーカー（注2）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">型式（注2）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他（注3）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 略</p> <p>2 <u>メーカー及び型式の欄は、内容が分かる写真又はパンフレットを添付する場合は記載を省略できる。</u></p> <p>3 略</p>	項目	現状（年度）	目標（年度）	略			項目	現状設置している 機械・施設	導入機械・施設	略			メーカー（注2）			型式（注2）			略			その他（注3）	略	
項目	現状	目標																																															
略																																																	
項目	現状設置している 機械・施設	導入機械・施設																																															
略																																																	
メーカー																																																	
型式																																																	
略																																																	
その他（注2）	略																																																
項目	現状（年度）	目標（年度）																																															
略																																																	
項目	現状設置している 機械・施設	導入機械・施設																																															
略																																																	
メーカー（注2）																																																	
型式（注2）																																																	
略																																																	
その他（注3）	略																																																

改正前	改正後
<p>別紙5（森林施業の実施に係るものである場合） 林業・木材産業改善措置の内容 略</p> <p>別紙6（<u>権限に基づき管理している立木と一体となった木材の安定供給に係る立木取得を行うものである場合</u>） 林業・木材産業改善措置の内容 略</p>	<p>別紙5（森林施業の実施に係るものである場合） 林業・木材産業改善措置の内容及び<u>実施時期</u> 略</p> <p>別紙6（立木取得を行う場合） 林業・木材産業改善措置の内容及び<u>実施時期</u> 略</p>

様式第1号の別紙6の次に次のように加える。

別紙 7 (その他の取組の場合)

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

		年度
項目	内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・研修 ・指導又は助言 ・調査 ・その他(注2) 		
実施時期	年	月 日
所要額	円	

- 注 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとにまとめること。
- 2 該当する項目に○を記載し、内容の欄には、研修等を受ける目的と内容(受講先、受講名等)を記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。